

京都社会保障推進協議会規約

第一条 （名称及び構成）この会は「京都社会保障推進協議会」と称し、会の趣旨に賛同し、社会保障・福祉の推進をめざすすべての関係団体で構成する。

第二条 （事務局及び所在地）この会に事務局を設ける。事務局は労働者総合会館内に置く。

第三条 （目的）この会は、我が国の社会保障制度を拡大・充実させ、また、府民の生活と健康を守るための諸活動を推進することを目的とする。

第四条 （運動ならびに事業）

この会は前条の目的を達成するために、次の運動ならびに事業を行う。

- 1 政府の社会保障制度改悪に反対し、真の社会保障制度の確立を要求する運動の推進
- 2 京都府民の生活と健康を守るための、府下自治体への要求活動の前進
- 3 前二項の運動を進めるための調査・研究活動
- 4 参加団体間の情報交換、並びに京都府市民に対する啓蒙宣伝
- 5 その他必要な事業

第五条 （機関及び運営）

この会に次の機関を置き、円滑な運営をはかる。

①総会 ②幹事会 ③運営委員会

- 1 総会はこの会の最高決議機関で、年一回開催する。構成は加入団体とする。
- 2 幹事会は総会に次ぐ議決機関で、原則として一年に一回以上開催する。構成は加入団体の代表とする。
- 3 運営委員会はこの会の日常運営をつかさどり、毎月開催する。構成は役員（監事を除く）とする。
- 4 分野ごとの運動推進のために、専門部会を設けることができる。
- 5 総会・幹事会・運営委員会は構成員の過半数の出席で成立、決議は原則として全会一致とする。

第六条 （役員）

- 1 この会に次の役員を置く。
議長 一名 副議長 若干名 事務局長 一名 事務局次長 若干名
運営委員 若干名 監事 二名
- 2 役員の任期は一年とし、再選を妨げない。

第七条 （財政）

- 1 この会の財政は、次により、まかなう。
 - (1) 通常会費 月額一〇一〇〇〇円（各団体との合意により口数を割り当てる）
 - (2) 臨時会費 （必要な場合、幹事会・総会の決定で徴収する）
 - (3) 賛助会費 年額一〇一〇〇〇円
 - (4) カンパ、その他
- 2 会の会計年度は、毎年八月一日から翌年七月三十一日までとする。

第八条 (加入)

- 1 本会への加入は、全府的な組織及び地域社保協を単位とする。
ただし、複数の自治体・行政区に及び組織も対象とする。
特別な事情のある場合は、オブザーバー参加を認める。
- 2 会の趣旨に賛同する人を賛助会員にすることができる。
- 3 本会への加入は総会または幹事会の承認を要する。

第九条 (付則)

- 1 この規約は、総会の議を経なければ変更できない。
- 2 この規約は、1997年10月から実施する。
- 3 2004年9月26日一部改正

京都社会保障推進協議会 加入申込書

会の趣旨に賛同し加入を申し込みます。

年 月 日

団体名

組織人員

代表者名

会費口数

住所